



報道発表資料の配付日時 10月13日(木) 10時30分

発表項目 (行事名)	北海道開拓の村利活用方針(素案)に係るパブリックコメントについて		
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者	
		発表場所	
概要	<p>「ほっかいどう歴史・文化・自然『体感』交流空間構想」で掲げた北海道開拓の村の「めざす姿」の実現に向けて、具体的な取組を示した「北海道開拓の村利活用方針」(素案)について、次のとおり道民意見募集(パブリックコメント)を実施しますので、お知らせします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 意見募集期間 令和4年(2022年)10月11日(火)～11月11日(金)</p> <p>2 資料の閲覧・入手方法 (1) 北海道のホームページ (環境生活部文化振興課企画調整系のホームページ) <a href="https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/bns/130113.html">https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/bns/130113.html</a></p> <p>(2) 以下の場所における閲覧・配布 ア 北海道環境生活部文化振興課企画調整係 イ 北海道総務部行政局文書課行政情報センター ウ 各総合振興局及び各振興局(石狩振興局を除く)の行政情報センター</p> <p>3 意見提出方法 郵送、ファクシミリ、電子メールのいずれかにより、環境生活部文化振興課企画調整係あて提出</p> <p>※詳細は、別添「道民意見提出手続の意見募集要領」をご参照ください。</p>		
参考	<p>○添付資料</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・道民意見提出手続の意見募集要領</li> <li>・「北海道開拓の村利活用方針」(素案)</li> </ul>		
報道(取材)に当たってのお願い	多くの道民の皆様から御意見をいただきたいので、積極的な報道をよろしくお願いいたします。		
他のクラブとの関係	同時配付	(場所)	
	同時レク		
担当(連絡先)	環境生活部文化局文化振興課企画調整係(担当者:課長補佐 井川 浩樹) TEL ダイヤルイン 011-204-5208 内線 24-402		

道民意見提出手続の意見募集要領

令和4年10月11日

- 1 計画等の案の名称  
北海道開拓の村利活用方針（素案）
- 2 参考資料の名称  
ほっかいどう歴史・文化・自然「体感」交流空間構想
- 3 計画等の案及び参考資料の入手方法
  - (1) 北海道のホームページ（環境生活部文化局文化振興課ホームページ）への掲載  
(<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/bns/130113.html>)
  - (2) 以下の場所での閲覧及び配付
    - ア 北海道環境生活部文化局文化振興課企画調整係（道庁12階）
    - イ 北海道総務部行政局文書課行政情報センター（別館3階）
    - ウ 各総合振興局及び各振興局（石狩振興局を除く）の行政情報コーナー
- 4 意見等の募集期間  
令和4年（2022年）10月11日（火）～令和4年（2022年）11月11日（金）
- 5 意見等の提出方法及び提出先
  - (1) 郵便 〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目  
北海道環境生活部文化局文化振興課企画調整係
  - (2) ファクシミリ 011-232-8695
  - (3) 電子メール kansei.bunka@pref.hokkaido.lg.jp
- 6 意見募集結果の公表時期  
提出された意見については、意見に対する考え方と共に令和4年12月下旬頃を目処に「道民意見提出手続の意見募集結果」を公表します。  
なお、意見募集の結果の公表は「3 計画等の案及び参考資料の入手方法」に記載の方法に準じて行います。
- 7 その他
  - (1) 意見の提出に当たっては、日本語でお願いします。
  - (2) 意見の提出に当たっては、住所、氏名（団体の名称）を記載してください。  
なお、意見の要旨と併せて、意見を提出された方の住所（市町村名のみ）を公表することがあります。
  - (3) 意見が長文の場合や大部の資料を添付する場合は、併せてその要旨を提出してください。
  - (4) 電子メールによる意見の提出は、ファイル形式をテキスト形式とし、添付ファイルによる提出はご遠慮願います。
  - (5) 意見受付後、約3日（土曜・日曜日、休日を除く）以内に受け付けた旨をご連絡いたしますので、連絡がない場合は、電話・ファクシミリ・郵便等でお問い合わせ願います。  
なお、連絡は、電子メールの送信・電話・ファクシミリ・郵送等により行います。
  - (6) プライバシーを侵害する意見、誹謗中傷などの差別を助長する意見、個人情報に記載された意見は公表しない場合があります。

問い合わせ先

北海道環境生活部文化局文化振興課企画調整係  
電話：011-204-5208

# 北海道開拓の村利活用方針（素案）

## 1 経緯など

### (1) 現状・課題

昭和58年に設置した「北海道開拓の村」は、開村から約40年が経過し、利用者数の減少や、経過年数に応じた展示建造物の保安全管理など、様々な課題が生じている。

- ・人口減少やレジャーの多様化等により利用者数が漸減し、近年は12～14万人で推移
- ・展示建造物の計画的・効率的な修繕の実施などによる適切な保安全管理
- ・文化芸術基本法や文化観光推進法の趣旨を踏まえた文化資源としての価値の磨き上げや、観光資源としての活用
- ・施設のバリアフリー化や分かりやすい展示方法への変更など、利用者ニーズへの対応
- ・建造物の修繕における道内業者や道産材の活用推進

これらの課題や社会経済情勢の変化に的確に対応するとともに、「ほっかいどう歴史・文化・自然『体感』交流空間構想」（以下「交流空間構想」という。）で掲げた北海道開拓の村の「めざす姿」の実現に向けて、新たに利活用方針を策定する。

### (2) 位置付け

本方針は、交流空間構想の実現に向けた具体的な取組を定めるもので、北海道総合計画の「政策の方向性」の達成に資するもの。

### (3) 対象期間

次期指定管理期間の2023（令和5）年度から2027（令和9）年度の5年間。

## 2 利活用方針

### (1) めざす姿（交流空間構想）

めざす姿	<ul style="list-style-type: none"><li>・開拓期の歴史を体験的に学び、未来への発展の心を養う場</li><li>・懐かしさを感じさせる北海道らしいイベントの開催</li><li>・道民の皆様のみならず多くの外国人に人気の場所</li><li>・積雪寒冷地における歴史的建造物の保存・展示施設として、活用しながらの保存に向けた様々な取組の実践</li></ul>
今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"><li>・博物館としての役割を基本としながら、国内外からの旅行者をターゲットにした観光拠点、古民家再生等人材育成拠点としての活用</li></ul>

### (2) 基本的な考え方

#### ① 野外博物館としての機能の充実

開拓当時の生活や産業、文化に関する理解を深め、ふるさとへの愛着を育み、次代に継承していくという社会教育施設としての役割を果たすため、展示建造物の魅力・価値を高めるとともに、適切に保存管理を行う。

#### ② 観光拠点としての活用促進

開拓当時の暮らしを体験・体感できる展示の整備や機能の強化、イベントの開催など、観光拠点としての活用を促進する。

### ③ 人材育成拠点としての活用促進

建造物の修繕にあたり、道内技術者や道産材の積極的な活用を推進するとともに、伝統的な修繕技法の公開などを通じて、技能の伝承や人材育成拠点としての活用を促進する。

### (3) 取組内容

区 分	内 容
野外博物館としての機能の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>■「重要文化財の指定」や「有形文化財の登録」の推進               <ul style="list-style-type: none"> <li>・「旧青山家漁場住宅」の重要文化財の指定に向けた取組を推進</li> <li>・復元施設の有形文化財の登録に向けた取組を推進</li> </ul> </li> <li>■計画的・効率的な修繕の実施               <ul style="list-style-type: none"> <li>・設計・施工一括発注方式による実施や同一工種をまとめて実施</li> <li>・歴史的・文化的価値を損なわない範囲での代替素材の活用</li> </ul> </li> </ul>
観光拠点としての活用促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>■体験・体感型展示の整備、機能強化               <ul style="list-style-type: none"> <li>・公開範囲の拡大や体験型イベント・休憩所等としての活用促進</li> <li>・デジタル技術を活用した展示の導入、展示の多言語化</li> </ul> </li> <li>■イベント等の充実               <ul style="list-style-type: none"> <li>・年中行事の体験など、1年を通じて楽しめるコンテンツの充実</li> <li>・映画のロケ地やマンガの舞台としての活用促進</li> </ul> </li> <li>■利便性の向上               <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設内の案内表示の充実やバリアフリー化の推進</li> <li>・電動自転車の設置など、エリア内の他の施設との回遊性の向上</li> </ul> </li> <li>■利用者の拡大               <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育旅行の誘致、無料開放や夜間開放の実施</li> </ul> </li> </ul>
人材育成拠点としての活用促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>■道内技術者や道産材の活用推進</li> <li>■伝統的技法の継承               <ul style="list-style-type: none"> <li>・伝統的技法を用いた工事の実施状況の公開</li> <li>・関連団体等と連携したヘリテージマネージャー研修の実施</li> </ul> </li> </ul>

## 3 取組の推進

各取組の推進にあたっては、庁内関係部署はもとより民間等と連携・協力の上、国の支援制度や民間の資金・ノウハウを最大限活用し、計画的・効率的に進める。

## 4 今後の予定

令和5年2月  
3月

パブリックコメントの実施  
環境生活委員会（案の報告）  
「北海道開拓の村利活用方針」の決定・公表